

随意契約（業者選定）理由書

担 当 課	企画財政課	
契 約 案 件 名	IRU 光ケーブル支障移転工事（赤字木字櫛平地内）【櫛平 2 工区 本移設工事】	
案 件 の 概 要	本工事は、国道 1 1 4 号線（浪江町大字赤字木地内）の道路改良工事に伴い、町所有の光ケーブルを添架している N T T 柱が支障になるため移転する工事である。	
履 行 期 間	令和 7 年 6 月 23 日から令和 7 年 9 月 30 日限り	
契 約 日	令和 7 年 6 月 23 日	
契 約 金 額	5, 859, 700 円	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	当工事を行うにあたり、該当する設備は、町で敷設した光ケーブルであり、N T T が設計・工事を実施しており、I R U 保守契約も締結している。 また、同施設・設備の運用には、同社所有の施設・設備の賃借を行っている部分もあり、同社以外の事業者では施工に著しい支障が生じるため。	
根 拠 法 令 該 当 条 項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
契 約 の 相 手 方	商号・名称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部 福島支店
	所 在 地	福島県福島市山下町 5－1 0